

令和 5年9月

内水面遊漁規則

内共第3号漁区

東京都昭島市拝島橋々台下流端 (多摩川)より下流
東京都多摩市殿田橋々台下流端 (大栗川)より下流
東京都八王子市長沼橋々台下流端 (浅川)より下流
東京都調布市多摩川原橋々台下流端 (多摩川)まで

多摩川漁業協同組合

多摩川漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、多摩川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣又は投網以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

2 前項に掲げる漁具・漁法であっても、あゆのころがしを除き、俗称 ひっかけ又はさくりに類似する方法で遊漁してはならない。

3 手釣、竿釣により遊漁する場合は、道具は2本以内とする。

4 遊漁に使用する投網の目合は、15cmにつき13節以下とし、網の全長は6m以下でなければならない。

5 投網による遊漁は、大丸用水堰上流端から下流の南武線鉄橋橋脚下流端までの区域を除く多摩川本流のみとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	漁法	期間
あゆ	手釣・竿釣	組合が定め公示した日(以下「解禁日」という。)から12月31日まで
	投網	解禁日以後8日目から12月31日まで
こい、ふな、 うぐい、おい かわ、うなぎ	手釣・竿釣	1月1日から12月31日まで
	投網	1月1日から12月31日まで(但し、5月1日からあゆの解禁日以後7日間までは除く)

2 組合が解禁日を公示する場合は、組合公示版又は毎日新聞に掲載する。ほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は産卵場を造成した場合は、標識により表示するものとする。

(大きさの制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	おおきさ
あゆ・ふな	全長 10cm以下
こい	全長 18cm以下
うなぎ	全長 26cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、77歳以上の者又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

対象魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料（消費税込）
あゆ・こい・ふな・うぐい ・おいかわ・うなぎ	手釣 竿釣 投網	1年	8,000円
		1日	2,000円
あゆ・こい・ふな・うぐい ・おいかわ・うなぎ	手釣・竿釣	1年	5,000円
		1日	1,000円
ふな・うぐい・おいかわ	手釣・竿釣	1年	2,500円
		1日	500円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町2丁目25番地

(2) 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版及びウェブサイトに掲載する。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所（年券に限る）

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附 則) この規則は令和5年9月1日より施行する。